

第4回 「教科に関する科目」から見た英語教員養成

中学校や高等学校の教員免許状は教科毎の免許となる。英語教員を目指す者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程において、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定める科目を履修しなければならない。「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「教職に関する科目」より必要な単位数を取得する必要がある。ここでは、その科目より「教科に関する科目」に注目し、「英語が使える日本人」構想との兼ね合いを考慮して、英語教員養成における「教科に関する科目」のあり方について考察する。特に高等学校教諭1種の英語科を中心に進めることとする。

1 「教科に関する科目」と学習指導要領

教育職員免許法施行規則第四条別表によれば、英語教員養成における「教科に関する科目」は「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4区分があり、免許取得に必要な最低修得単位数は「教科に関する科目」20単位、「教科又は教職に関する科目」16単位、「教職に関する科目」23単位と定められている。⁽¹⁾「英語学」の分野は英語学、英文法といった言語としての理論、「英米文学」はまさに標題通りで、英米文学史や英米文学の作品に関するもの、「英語コミュニケーション」は英語運用能力養成の為の分野であり、「異文化理解」は英語圏を中心としたまさしく異文化理解が中心となろう。この4区分のバランスが最も難しいところである。教職課程を設置している学部の種類によってもこの科目のバランスは変わることになる。いわゆる教職課程の設置は同じ大学であっても学部単位で申請が行われる。従って、同じ大学で文学部と国際文化部で英語の教職課程を置く大学も出てくることになる。平成16年度以降に英語の教員の免許が取得できる学部は、総合人間学部（京都大学）、教育学部（島根大学、香川大学、愛媛大学）、文学部（岡

山大学、立命館大学、関西大学、神戸海星女子学院大学)、人文学部(高知大学、沖縄キリスト教学院大学)、教育学部(高知大学)、文化教育学部(佐賀大学)、教育福祉科学部(大分大学)、教育文化学部(宮崎大学)、国際文化学部(北海道東海大学)、国際学部(東京家政学院筑波女子大学、常盤大学)、社会情報学部(十文字学園女子大学)、商経学部(千葉商科大学)、国際関係学部(亜細亜大学)、異文化コミュニケーション学部(松蔭大学)、国際教養学部(富山国際大学)、文化表現学部(梅花女子大学)、人間文化学部(福山大学)、国際コミュニケーション学部(武蔵野学院大学)などが加わったのである。なかでも、社会情報学部(十文字学園女子大学)、商経学部(千葉商科大学)、人間学部(埼玉学園大学)、国際日本学部(明治大学)で英語の教員免許が取れる課程を設置していることは注目に値する。⁽²⁾

さて、教員養成で4区分が求められるのは、当然のことながら学習指導要領との関係が深い。現行『高等学校学習指導要領』の総則によれば、普通教育に関する教科・科目は以下の通りに示されている。

教科	科目	標準単位数
外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ	2
	オーラル・コミュニケーションⅡ	4
	英語Ⅰ	3
	英語Ⅱ	4
	リーディング	4
	ライティング	4 ⁽³⁾

さらに、専門教育に関する教科・科目は以下の通りに示されている。

教科	科目
外国語	総合英語 英語理解 英語表現 異文化理解
	生活英語 時事英語 コンピュータ・LL演習 ⁽⁴⁾

学習指導要領に定められている教科・科目を網羅する大きな枠組みが教育職員免許法施行規則に定められている「教科に関する科目」の4区分ということになる。学習指導要領の普通教育、並びに専門教育には「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」が示されており、教科についての取り扱い内容が示されている。

教材については、外国語（英語）による実践的コミュニケーション能力を育成するため、各科目のねらいに応じ、実際の言語の使用場面の働きに配慮したものを取り上げるものとする。 ⁽⁵⁾

さらに、留意点が3点示されているが、いずれもあいまいな表現である。これは学習指導要領が各小中高等学校において編成する教育課程の「基準」、特に最近では「最低基準」だとする傾向にもあるように、規制の緩和と同時に時代と共に教育内容が変化することを容認するものと受け取れる。学習指導要領に示されていない内容を加えて指導するかは、「各学校の判断」 ⁽⁶⁾ というのが文部科学省の見解である。

2 教育職員免許法と「教科に関する科目」

日本の教員養成は教育職員免許法（1945年5月31日公布）と関連法規によって包括的に規定されている。1998年に教育職員免許法の基準単位の改正があり、「教科に関する科目」の単位数は高校専修・一種、中学校専修・一種で40単位から20単位となった。減少した20単位は「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」で合わせて20単位を取得するように規定された。この取得単位の改正は教員養成から見ると大きな意味をもつこととなる。「教科又は教職に関する科目」の位置付け自体は曖昧である。また、「教職に関する科目」と比較すると、「教科に関する科目」の位置付けも曖昧な状態となっている。このことは、教員養成する

大学側の見識が問われることにもなるのだ。

「教科に関する科目」は規制緩和や教員養成の多様化といった反面、中学校・高等学校で一般に見られる教科担任制といった専門教科を分担して学習指導に当たる制度では、教員の資質に係わる大きな部分である。『魅力ある教員をもとめて』（2003）によれば、教員の資質能力とは、「いつの時代にも求められる資質能力」＋「今後に求められる資質能力」を示し、前者については5項目を挙げている。

- ・教育者としての使命感
- ・人間の成長発達についての深い理解
- ・幼児・児童生徒に対する教育的愛情
- ・教科等に関する専門的知識
- ・広く豊かな教養⁽⁷⁾

さらに、英語教員という観点から『英語が使える日本人』の育成のための英語教員研修ガイドブック』（2003）によれば、英語のコミュニケーション能力を育成するための指導力として「英語授業力」を次の3つの側面を持つものと考えている。

- ・「教職」としての求められる資質能力
- ・英語運用能力
- ・英語教授力⁽⁸⁾

英語教員に関する資質能力については、「英語運用能力」と「英語教授力」が大きくクロスアップされている。これは、「教科に関する科目」では、まさしく「英語コミュニケーション」の区分が第1に考えられていることを示していることになる。それぞれの区分毎に英語教員養成との関係から見ていきたい。

3 区分「英語学」

区分「英語学」は英語の構造や歴史を扱うことになる。英語を言語学的に理解することとなる。従ってこの分野では言語としての英語を学ぶこととなる。英語学、英語音声学、英語史、英語文法などがこの分野で配置されることとなろう。

言語学として英語を学ぶことにより、World Englishesという考え方やwritingにおける指導でもその背景を広める意味でも必要な区分である。国語の教員がいわゆる古文から現代語への変遷を理解するのと同様である。

4 区分「英米文学」

区分「英米文学」は辞典が文学の用例なくしてできないように、言語は文学の存在なくしてその大いなる役割を果たすことはできないだろう。国語教育において文学作品が教材となるのと同様に、英語教育において英米文学の作品が教材となることは当然のことだ。英米文学史や作品の講読などがこの区分では求められる。『源氏物語』や『平家物語』、夏目漱石、森 鷗外を知らない国語教員がいないように、シェイクスピアやディケンズ、ヘミングウェイを知らない英語教員もいないだろう。

最近の英語教育では英会話に代表される実用英語に焦点が当てられ、英語コミュニケーション＝英会話といった風潮もあることは否定できない。しかし、教職課程では、実際の授業を運営する意味で教材の研究は不可欠である。すでに「第2回 教材としての英米文学の行方」でも触れた通り、実際の英米文学の活用は英語教員としては重要なことである。最近では英米文学の映像化も進み、デジタルコンテンツ化されている。こうしたことも考え併せると、英語教員としての背景を支える英米文学の重要性は増すばかりである。

5 区分「英語コミュニケーション」

区分「英語コミュニケーション」はreading, listening, writing, speakingを中心に行われる区分である。大学のカリキュラムによってはビジネス英語、観光英語、Public Speechなどが配置されている。特に重要なことは学習指導要領に示されている領域を教員養成のカリキュラムとして配置することである。

『英語が使える日本人』の育成のための行動計画(2003)や『今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)』(2006)もあるが、英語教員自身の英語コミュニケーション能力も求められている。中学校・高等学校は教科担任制であるので、免許状も教科毎による。英語教員養成に限らず、大学の英語教育自体が英語コミュニケーション中心のカリキュラム編成になりつつある。英語という言葉を活用していくには、当然必須の区分である。

6 区分「異文化理解」

(1) 学習指導要領の「異文化理解」の取扱い方

「教科に関する科目」は「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4区分になっている。それぞれの区分にどのような科目を配置し、どのように履修させるかは各大学(学部)の判断に委ねられている。もちろん、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程を設置する際には、文部科学省初等中等教育局教職員課免許係から事前指導を受けることは言うまでもないことだ。⁽⁹⁾

「教科に関する科目」の特徴は設置されている学部のカリキュラムが大きな鍵を握っていることになる。どこの学部でもほぼ共通していることは、「英語コミュニケーション」の区分には多くの科目が配置されていることだ。従来の学部では「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」に科目の多くが配置されていたが、国際学部、国際文化学部、国

際コミュニケーション学部といった学部の設置により、「異文化理解」の扱いが大きく変わってきたと言ってよいだろう。つまり、学部によって相違が大きく出てくるのが「異文化理解」の区分である。学習指導要領によれば、この「異文化理解」の目標は、

英語を通して、外国の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々を積極的にコミュニケーションを図るための能力や態度を養う。⁽¹⁰⁾

とある。更にその内容として6項目が挙げられている。

- (1) 日常生活
- (2) 社会生活
- (3) 風俗習慣
- (4) 地理・歴史
- (5) 科学
- (6) その他の異文化理解に関すること⁽¹¹⁾

「異文化理解」の「内容の取り扱い」については2項目が挙げられている。

- (1) 内容の(1)から(6)までの中から、生徒の特性等に応じて、適宜選択させるものとする。その際、電子メールの交換や実際の交流などのコミュニケーション体験を通して理解を深めるようにする。
- (2) 必要に応じて、日本の日常生活や風俗習慣などを取り上げるとともに、他の教科との関連にも配慮するものとする。⁽¹²⁾

学習指導要領（高等学校）には以上のような記述があるが、教員に求め

られる資質能力にある「今後特に求められる資質能力」に「地球、国家、人間等に関する適切な理解」、「国際社会で必要とされる基本的な資質能力」⁽¹³⁾、あるいは学習指導要領の改訂(1999)の趣旨にもある通り、「今日、国際化、情報化や、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、、、」⁽¹⁴⁾と国際社会を掲げている割には、学習指導要領の内容はあまりにも曖昧であり、「他の教科との関連にも配慮する」⁽¹⁵⁾といった記述にもあ

るように、国際社会における英語の役割について踏み込みがないのである。縦割りの教科担当制度の弊害とも言える内容である。

『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』では、

今日においては、経済、社会の様々な面でグローバル化が急速に進展し、人の流れ、物の流れのみならず、情報、資本などの国境を越えた移動が活発となり、国際な総合依存関係が深まっています。⁽¹⁶⁾

と、あるように、国際化からグローバル化への傾向を示しているが、「国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力を身に付けることが不可欠」⁽¹⁷⁾としている。つまり、英語教員養成の中には、「教科に関する

科目」に「異文化理解」を設けていながら、扱いがあまりにも杜撰になっている傾向が見られる。現在特に英語教育界に一石を投じた『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』は、「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会」や「英語教育改革に関する懇談会」を通して、さらに英語教育を改善する目的で総合的にまとめられたものである。つまり、英語教育＝英語コミュニケーション力の育成という考え方にすり変わっている傾向がある。しかも、改革のキーワードは「使える英語」、すなわち「コミュニケーション」である。一般に英語による「コミュニケーション」とはほぼ「英会話」と同義にとらえることとなるだろう。⁽¹

8)

これは一体何を意味しているのだろうか。教育を扱う文部科学省内においても、教育職員免許法や教育職員免許法施行規則など法的なものは文部科学省初等中等教育局教職員課免許係が扱い、『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』などは文部科学省初等中等教育局国際教育課が所管している。国際教育課は本来は「国際協力・交流」の「外国語教育の振興」を中心に扱う部署である。しかし、免許法や学習指導要領とは別に英語教育に関する指針が「行動計画」として発表されたことは、今後の英語教員養成に大きな影響を与えることになるだろう。

(2)「教科に関する科目」としての「異文化理解」

各大学における区分の「異文化理解」の授業科目は科目数や内容も様々である。もちろん、この区分での取得単位数もまちまちである。例えば、開講科目が「比較文化」「異文化コミュニケーション」の2科目、「特殊講義Ⅷ(1)(欧米事情)」「特殊講義Ⅷ(2)(欧米事情)」「比較文化論」の3科目、「アメリカの文化と社会」「国際コミュニケーション論」「欧州の文化と社会」「国際関係論」の4科目、「比較文化Ⅰ」「比較文化Ⅱ」「西洋文化史Ⅰ」「西洋文化史Ⅱ」「比較文学Ⅰ」「比較文学Ⅱ」の6科目から21科目を設置しているところもある。各大学の工夫を見ると、この区分に単に座学の講義だけではなく、海外研修、実地研究が配置されているところもある。学習指導要領における「異文化理解」の「取り扱い」でも、「実際の交流などのコミュニケーション体験を通して理解を深める」⁽¹⁹⁾とある様に、英語の運用能力を発揮する機会が重視されているように受け取れる。実際、高等学校でも国際交流や海外での実地研修を実施しているところも増え、大学では、こうしたプログラムを持っていないところがほとんどないくらいである。

「異文化理解」の科目の設置があまりにも各大学によって相違があるのは、学部自体のカリキュラムと大いに関係しているのだが、これにより各大学が求める教員養成のあり方も当然異なって来る。しかし、英語教員養成の「異文化理解」であることから、この区分では英語文化圏の

ものであることが当然求められるとすれば、少なくともアメリカ、イギリス、オーストラリアについては触れておくべきではないかと思われる。開講科目としてこうした内容のものを用意しておくことは大学の見識として問われるのではないだろうか。また、国内における国際交流や海外で行われる実地研修を導入することで、区分の「英語コミュニケーション」と「異文化理解」の両方の領域を自然な形で実施できることも大きな魅力である。言語理解を優先するのか、文化理解を優先するのかという議論は、「鶏が先か卵が先」といった議論とは違い、バランスが重要となろう。Harry Potterシリーズや*The Lord of the Rings*といった英文学作品が映画化されているが、こういったものを教材として利用しようとするれば、単なる英語表現の利用にとどまれば「英語コミュニケーション」の区分だけの内容になるが、文学作品としての背景等もある程度説明ができれば、「英米文学」の区分もカバーすることになり、さらに文化背景にまで広がれば「異文化理解」にまで範囲が及ぶことになる。実際に、高等学校等の英語の授業でそこまで触れるかどうかは別にして、英語教員自身にこうした教科に関する深い理解が求められるのは当然であろう。こうした豊かな教養があればこそ、実際の授業でも、工夫のある教材で授業展開できる英語教員として教壇に立てるのではないだろうか。

英語によるコミュニケーション能力（聞く、話す、読む、書く）を養成するのに、ひとつだけの能力を育てる講義をしても効果がないのと同様である。『英語が使える日本人』の育成のための行動計画で謳われているのは、英語コミュニケーションにおける「話す」の部分をこれまで以上に力点を置くというのがその趣旨である。外国語の教員養成では、その言語の習得そのものが最も重視されるのも事実である。英語教員の英語コミュニケーション能力を重視するのに異議を唱える理由はないが、高等学校、中学校、今後は小学校も含まれるようになるかもしれないが、英語教員として教壇に立つことを考えると、教員の資質を再度考える必要があるだろう。

(3) 「異文化理解」とは何か

教育職員免許法施行規則や学習指導要領で示されている「異文化理解」に触れて来たが、一般的に「異文化理解」はどのように考えられているかを抑えておきたい。

「異文化理解」は、「国際化」と「グローバリゼーション」、「国際コミュニケーション」と「異文化（間）コミュニケーション」などと共に現代を解き明かすキーワードのひとつとなっている。「異文化理解」に類似した用語として「国際理解」がある。最近の傾向を見れば、国家や政治を意識する「国際」よりも、「グローバリゼーション」・「異文化（間）コミュニケーション」・「異文化理解」の方がよく使われている現状がある。しかしながら、一般の『国語辞典』や『広辞苑』や『広辞林』には「異文化」はあるが、「異文化理解」の見出し語は見られない。書籍関係から「異文化理解」の表記や記述について注目しておきたい。まず、「異文化理解」という用語を誰が初めて使用したかははっきりしないが、西川長夫他編『グローバル化を読み解く88のキーワード』（平凡社、2003年4月）の原毅彦「異文化理解」(understanding other cultures)では、1964年に出版されたJ.Beattieの*Other Cultures*に注目している。この本は1968年にピアッツィ／蒲生正男・村武精一訳『社会人類学』（社会思想社）として翻訳され、出版された。このあたりが初期のものとなりそうである。「著者まえがき」には次のような文章が寄せられている。

異なる文化の理解は、すべてわれわれをとりまく世界に関して知識を増進させるものであり、もともと意義のあることだと私は思う。⁽²⁾

0)

書名から「異文化理解」を探すと、1975年のF. A. ハンソン／野村博・飛田就一監訳『文化の意味——異文化理解の問題——』（法律文化社）や1975年の金山宣夫『国際交渉——異文化理解のために』（中央公論社）などが初期のものとしてあり、2001年の青木保『異文化理解』（岩波書店）、

2004年の須田紀子『異文化理解への道』(青山社)、2005年の本名信行『異文化理解とコミュニケーション』(1)(2)(三修社)、2010年の八代京子・世良時子『日本語教師のための異文化理解とコミュニケーションスキル』(三修社)など枚挙にいとまがない。2010年11月13日現在でYahoo! Japanで「異文化理解」を検索すると、約6,150,000件ヒットする。

「異文化理解」は一般の辞書・事典類などで明確な定義がないので、時系列的に定義に匹敵するものを取り上げておきたい。

異文化を理解するのは、すでに自文化に立つとき主体であり、異文化に立つとき客体である。言い換えれば、異文化を理解する私は、「私が存在する」こと、「私が行為する」ことにおいてすでに自文化に立っており、そこに対象化される異文化について「理解する」という行為に現れ出る。⁽²¹⁾

自分の属している文化とは色々な点で異なっている他の文化、それも学問・芸術・価値観といった面だけでなく人々の基本的な生活様式(衣食住や対人関係のルールやコミュニケーションの方法などや社会問題など)について、一方ではできるだけ客観的な知的関心を寄せ、把握を試みるとともに、他方では、その文化に属している人々の立場、生活感情、願望などについて共感的理解をもつことである。⁽²²⁾

ただ単に他国の異なった文化・そこに育った人々を理解するという表面的なことだけでなく、その国の言語・文化に固有のコミュニケーションや対人行動ルールをも正しく理解し、異なった文化に育った人々と接触する際に円滑な対人関係や社会生活の維持が可能になるということまでを意味する。⁽²³⁾

日本人に求められる「異文化理解」とは、交し合うメッセージに対

して、自分と「異質」な相手とが同様の意味を抱くことのできる状態を指している。⁽²⁴⁾

教育界からビジネス界や一般社会に至るまで、「異文化理解」と「国際理解」、「異文化コミュニケーション」と「国際コミュニケーション」などの用語がひんばんに見聞されるようになった。⁽²⁵⁾

異文化理解とは、自分の文化を押し付け、相手を尊重し、相手に不愉快な気持ちを与えないことである。⁽²⁶⁾

数年の時間の流れがあるが、余り大きな変化は見られない。「異文化理解」という言葉は「異文化」＋「理解」という造語であるが、実際にこの言葉は定義に関わらず、すでに定着していることも事実である。また、「国際文化交流」と「文化交流」の場合には、国内の場合には、文化交流もこの言葉が使用できるが、同様に、「異文化」を理解するということから、国内でも起きる現象であるが、「国際異文化理解」と言う表現はあるが、異文化＝外国といった捉え方が中心となっているようだ。

(4) 教育における「異文化理解」

教育界における「異文化理解」は2つあることをまず確認しておくべきだろう。ひとつはここで大きく取り上げる英語教員養成における「教科に関する科目」の一区分としての「異文化理解」である。もうひとつは、日本の教育の目標のひとつである「国際理解」のひとつの切り口としての「異文化理解」である。

教員養成では教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、学習指導要領が重要となることは言うまでもないことだ。これ以外には文部科学省より発表される様々な計画がある。現在議論を巻き起こしている『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」もそのひとつである。中学校・高等学校の教員養成では教科別に免許状が付与されることから、教

科に関する内容が重要となってくるのは当然のことだ。教科内容とは「各教科における教授－学習の目標とされ、生徒が身につけるべき知識（概念・原理・法則など）や技能をさす」⁽²⁷⁾ のであり、これに応じて教員養成も、こうした教科内容を教授する人材養成の観点から法的に定められている「教科に関する科目」を扱うことになる。先にも明示したが、学習指導要領によれば、「異文化理解」の目標は、

英語を通して、外国の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々を積極的にコミュニケーションを図るための能力や態度を養う。⁽²⁸⁾

とある。更にその内容として6項目が挙げられている。

- (1) 日常生活
- (2) 社会生活
- (3) 風俗習慣
- (4) 地理・歴史
- (5) 科学
- (6) その他の異文化理解に関すること⁽²⁹⁾

さて、上記から考えられる「異文化理解」とは何であろうか。それは、「英語を通して、外国の事情や異文化（日常生活、社会生活、風俗習慣、地理、歴史、科学）について理解を深めること」といった内容になるのではないだろうか。つまり、日本以外のことが英文で書かれたものを読んだり、そのことについてコミュニケーションをとれば、異文化理解の内容になるといったことになる。これが、現在英語教育界において示されている「異文化理解」といっても過言ではないだろう。教育職員免許法施行規則に定められている「教科に関する科目」としての「異文化理解」は、各大学によって授業科目は科目数や内容も様々である。もちろ

ん、この区分での取得単位数もまちまちである。⁽³⁰⁾ 学習指導要領における「異文化理解」の「取り扱い」でも、「実際の交流などのコミュニケーション体験を通して理解を深める」⁽³¹⁾ とある様に、英語の運用能力を発揮する機会が重視されているように受け取れる。この「教科に関する科目」の4区分のうち、この区分だけがここ数年変わっているのである。

「異文化理解」の前は、「外国事情」、その前は「比較文化」である。この変化は一体何を意味しているのだろうか。時代に合った内容へと変化しているということになるが、それは、英語が持っている「国際性」の要素をどのように考えるかによるのではないだろうか。つまり、教育界が抱えている国際理解教育にとって必要なものとは、現状では「比較文化」でもなく、「外国事情」でもなく、「異文化理解」だということなのだ。

「交流」や「コミュニケーション体験」は、言語を通して行われる場合が多くなってくる。しかし、実際にはそこから先の理解が真の意味で異文化理解へとつながるのではないだろうか。交流や留学、ホームステイでの思わぬトラブルが、単なる言語の理解不足だけで起こるわけではない。こうした背景にある生活習慣的なもの、あるいは、その国や地域独特の風習などを知らなければ理解のできないものがたくさんある。

大切なことは、「英語を話せること」と「コミュニケーションを図れること」とは異なるということである。円滑なコミュニケーションには、相手の国民性、文化の理解があつて初めて、その意図を達成できるのである。⁽³²⁾

一般的に「異文化理解」がこのように叫ばれるようになった背景には、国際社会における日本の立場もあろうが、1954年のユネスコの「国際理解と国際協力のための教育」が採択されたことに始まる。これにより「国際理解教育」という考え方が推進されるようになり、1969年の学習指導要領の改訂の中で「国際理解」が謳われたことであろう。⁽³³⁾ さらに、

大きな転機となったのは、1974年の「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」である。我が国ではこれに中央教育審議会や臨時教育審議会の答申を受けて、1989年には幼稚園から高等学校までの学習指導要領の改訂を初めて同時に行い、「国際理解」が日本の教育界の四大柱のひとつになったのである。⁽³⁴⁾「国際理解教育」は次のように定義されている。

世界の人々と相互の理解を深め、世界の平和の実現、基本的人権の尊重、地球環境問題等の解決のために協力し合う能力を育てることをめざす教育。⁽³⁵⁾

これに伴い国際理解教育が推し進められるようになり、その中で「異文化理解教育」に焦点が当たって来たというのが実状である。つまり、教育全体から見た「異文化理解教育」という考え方と、英語科という教科としての「異文化理解教育」という二重構造が出来上がったことになる。では、教育全体から見た「異文化理解教育」とは何であろうか。

「異文化理解とは何か」という認識さえ確立していないのに、「国際理解の基礎を培う」という新指導要領の目標を教室で追求してゆかなければならない教師に、たとえ完璧な理論ではないにしても、何とかその場を切り抜けるだけの文化的な知識、理解、体験を与えて、異文化教育を進める方略を呈示したい、、⁽³⁶⁾

数年の間に考え方にも幅が出てきている。

国際理解と言った場合、これは人権、環境、平和等地球規模の課題への取り組みを総称しているものであり、異文化理解はそれらの課題の一つである。すなわち、国際理解には社会科や国語、道德などの科目が担当すべき課題も多く含まれており、(省略)英語教育に

求められている国際理解は、異文化理解と、英語を通しての異文化間コミュニケーション能力の育成である。⁽³⁷⁾

「国際理解教育」「異文化理解教育」を〔1〕世界市民意識の養成、〔2〕異なる文化に対して寛容でありそれを尊重しようとする態度を養う、〔3〕自文化・自己の相対化、という大きく三つの目的を達成するために行われる教育と定義する。⁽³⁸⁾

異文化理解教育はコミュニケーション学・心理学・社会学・教育学がそれぞれ独自の切り口で研究を続けている若い学問分野である。それ故に何をもって異文化理解教育と言うのか、定義そのものに確たる共通理解ができあがっているとは言えない状態である。ところが皮肉なことに「異文化理解教育」という用語は一般に広く認められていることばである。⁽³⁹⁾

さらに、現実の問題として、国際理解、異文化理解、国際交流、英語といったこれらの言葉は同一の範疇のものとして考えられ、「英語でコミュニケーションをとれば、国際交流となり、その結果、異文化理解が生まれ、国際理解につながる」といった単純図式化の下で英会話が重視されている懸念がある。この考え方はまさに、

「英語＝国際語、故に英語学習＝世界理解」と同型の「英語＝多文化にまたがる共通語、故に英語学習＝文化の多様性への理解」という短絡的思考⁽⁴⁰⁾

ということだ。また、英語教育に対する社会的要求の問題もある。

英語科教育において異文化理解の重要性が唱えられてきた割には、外国語教育の異文化理解教育に対する社会的要求は高くなく、その

要求はむしろ言語技能の養成に向けられてきたと言ってよい。⁽⁴¹⁾

今注目を浴びている小学校での英語導入がこうした図式に繋がらないことを願うばかりだ。この現象は「国際化」の議論と共通するところがある。

大いに問題になったのは、「国際化」論議における、この語そのものの概念である。国際化は、かつては「植民地化」と一致し、日本では、欧米主義的近代化と一致し、また最近では「アメリカ化」とあまり変わらない面ももっている。⁽⁴²⁾

つまり、学習指導要領をはじめ、国際理解教育、異文化理解教育をすべて英語を通して行おうとするところに根本的なあやまちがあるのではないだろうか。従って、英語教員養成における「教科に関する科目」の区分「異文化理解」では英語圏の「異文化理解」に関するものが扱われるべきである。筆者自身、実際に教職の課程認定を受ける際の文部科学省初等中等教育局との事前相談では「西欧文化事情Ⅰ」「国際文化交流」と言う科目を配置していたところ、この科目の内容が英語圏を扱う内容であることを確認するために、シラバスの提出を求められた経験がある。「オセアニア文化事情」についても同様であった。このときの配置された科目としては「アメリカ文化事情」もあったが、これについては、シラバスの提出を求められなかったことを考えると、明らかに英語圏を扱っているかどうかを問題にしていたと受け取れる。これは文部科学省の見解として捉えることができるだろう。

7 マンガ／アニメの取り扱い

Douglas McGray (2002)のジャパン・クール論が発表されて以来、マンガ／アニメに対する注目がこれまで以上に高まっている。学習指導要領にもまず『中学校学習指導要領』(1998)の教科「美術」には以下のよ

うに取り上げられている。

表したい内容を漫画やイラストレーション、写真・ビデオ・コンピュータ等、映像メディアなどで表現すること」⁽⁴³⁾

また、『高等学校学習指導要領解説 情報編』(2002)の「図形と画像」では「アニメーションとシュミレーション」に触れている。⁽⁴⁴⁾「第3回マンガ／アニメを利用した英語教材研究」でも触れたが、実際の教材としての活用には例文集めなどが最も時間のかかるものだ。既成のものなども大いに利用することがよいと思われる。おもなものには以下のものがある。

アレック藤岡『英語で名セリフ!』祥伝社、2006年9月
ガンダムEnglish研究会『ガンダムで英語を身につける本』宝島、
2007年5月
古川昭夫・宮下いづみ『MANGAで楽しく英語を学ぶ』小学館、
2008年4月
北斗の拳English研究会『北斗の拳で英語を身につける本』宝島、
2009年4月
上岡伸雄『英語力は英訳本で磨く』NHK出版、2009年10月

また、日本のマンガの英語版も簡単に入手でき、アニメも英語字幕で見られる時代となっている。また、Youtubeでは外国語への吹き替えのものさえ短い時間であるが視聴が可能でもある。

8 グローバル時代の英語

英語についても「国際語としての英語」(English as an International Language)(EIL)という考え方が定着している。

いま、Englishの複数形としてEnglishesが使われている。それが何時頃から使われ始めたのかはわからないが、*World Englishes*という学術雑誌が創刊されたのが一九八一年だから、少なくともそれ以前であることは間違い。(中略)日本においても一九九八年にAsian Englishesという学術雑誌が創刊された。⁽⁴⁵⁾

一口に英語といっても多様化しているのである。英語もグローバリゼーションの波に飲み込まれているのである。こうした現象を「英語学」で扱うのか、「異文化理解」で扱うのかといった議論は重要ではない。むしろ、英語の言語上の変容は「英語学」の中でも積極的に取り扱うべきであり、こうした社会背景を「異文化理解」で扱うのが理想である。4区分となっても、それが融合して、はじめて広い教職教養が身に付けられるのではないだろうか。

注

- (1) 文部法令研究会監修『文部法令要覧』（ぎょうせい、2004年1月）より。
- (2) 「平成16年度から新規・追加となる教員免許課程一覧」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/menkyo/daigaku/0404130.htm. 文部科学省ホームページより) / 「平成22年度から新規・追加となる教員免許課程一覧」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/menkyo/daigaku/08022067.htm. 文部科学省ホームページより)
- (3) 『高等学校学習指導要領（平成11年3月）』（国立印刷局、2004年1月），p.3.
- (4) Ibid., p.5.
- (5) Ibid., p.129, p.383

* 普通教育では「外国語」、専門教育では「英語」の表現となってい

- る。
- (6) 「新しい学習指導要領についてのQ&A」(文部科学省ホームページ。 <http://www.mext.go.jp/shuppan/sonota/010801html>.)
 - (7) 『魅力ある教員をもとめて』(文部科学省ホームページ。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shoou/miryoku/03072301/01.htm)
 - (8) 「英語教育に関する研究グループ」報告『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』(著作権所有：文部科学省、発行：開隆堂出版、2003年9月)、pp.3-4.
 - (9) 教職課程の設置については、拙著「大学における教職課程と教員養成における英語教育」(『武蔵野英語教育研究』第1号、武蔵野英語教育研究会、2004年7月)、「教員養成のための英語教育」(『異文化の諸相』第25号、日本英語文化学会、2004年12月)で触れているので参照されたい。
 - (10) 『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』(著作権所有：文部省、発行：開隆堂、1999年11月)、p.133.
 - (11) Ibid., pp.134-135
 - (12) Ibid., pp.135-136.
 - (13) 『魅力ある教員をもとめて』より。
 - (14) 『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』, p.1.
 - (15) Ibid., p.136.
 - (16) 『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』(文部科学省、2003年3月)(文部科学省ホームページより。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/03/030318.htm)
 - (17) Ditto.
 - (18) 鳥飼久美子「大学改革の哲学」(『英語教育』第53巻第4号、大修館書店、2004年7月)、p.8.
 - (19) 『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』, p.136.
 - (20) ビアッティ／蒲生正男・村武精一訳『社会人類学』(社会思想社、

- 1968年8月)、p.7.
- (21) 飛田就一「異文化の構造」(寛文生・飛田就一編『国際化と異文化理解』法律文化社、1990年1月)、p.20.
- (22) 星野命「異文化理解とは」(『教育と医学』第40巻第6号、慶應通信、1992年6月)、p.497.
- (23) 真尾正博「異文化理解と英語教材」(『埼玉大学紀要教育学部』第41巻第2号、埼玉大学教育学部、1992年8月)、p.2.
- (24) 前田尚子「『異文化理解』という捉え方についての検討」(『異文化コミュニケーション研究』第13号、神田外国語大学異文化コミュニケーション研究所、2001年3月)、p.140.
- (25) 「『異文化』と『国際』の違い——国際コミュニケーション」(古田暁・石井敏他編『異文化コミュニケーションキーワード [新版] (有斐閣、2001年10月)、p.74.
- (26) 田中実、及川千代「異文化理解と教育」(『川村短期大学研究紀要』第22号、川村短期大学、2002年3月)、p.83.
- (27) 『教職基本用語辞典』、p.32.
- (28) 『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』(著作権所有:文部省、発行:開隆堂、1999年11月)、p.133.
- (29) Ibid., pp.134-135
- (30) 佐々木隆「『教科に関する科目』と英語教員養成」(『武蔵野英語教育研究』第4号)、pp.8-10.
- (31) 『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』、p.136.
- (32) 伊村元道『日本の英語教育200年』(大修館書店、2003年10月)、p.99.
- (33) 金子利雄「語学教育と異文化理解」(『佐野短期大学研究紀要』第15号、2004年1月)、p.15.
- (34) 示村陽一「『異文化』の概念の再検討——グローバル化と異文化理解——」(『武蔵野女子大学大学院紀要』第2号、2002年3月)、p.47.

- (35) 『教職基本用語辞典』、p.36.
- (36) 佐野正之・水落一朗・鈴木龍一『異文化理解のストラテジー』(大修館書店、1995年3月)、p.i.
- (37) 宮崎洋子「英語科における異文化理解教育」(『比較文化研究』第35号、日本比較文化学会、1997年11月)、p.77.
- (38) 池野修「英語科教育における異文化理解：可能性と限界」(『愛媛大学教育実践総合センター紀要』第18号、愛媛大学教育学部附属教育実践総合センター、2000年7月)、p.18.
- (39) 森泉哲「異文化理解教育」(渡邊時夫監修／酒井英樹編『英語が使える日本人の育成』三省堂、2004年5月)、p.160.
- (40) 堀部秀雄「国際理解教育・異文化理解教育への異論」(『現代英語教育』第35巻第9号、研究社出版、1998年12月)、p.24.
- (41) 伊原巧「英語科授業における異文化理解教育」(『信州大学教育学部紀要』第80号、信州大学教育学部、1993年12月)、p.39.
- (42) 田中克彦『ことばのエコロジー——言語・民族・「国際化」』(農村漁村文化協会、1993年8月)、p.82.
- (43) 『中学校学習指導要領(平成10年12月)』(独立行政法人国立印刷局、2004年1月)、p.66.
- (44) 『高等学校学習指導要領解説 情報編』(開隆堂、2000年9月)、p.149.
- (45) 山田雄一郎『日本の英語教育』(岩波書店、2005年4月)、pp.204-205.